

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
24年 第17号	24.8.20	<p>東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出のための陳情</p> <p>平成23年3月11日、東日本大震災を契機に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで言われてきた原子力発電の安全神話の欺瞞性を誰の目にも明らかにした。茨城県のほとんど全域が福島原発に由来する放射性物質の汚染地帯となった。とくに県南地域にはホットスポットと呼ばれる高濃度汚染地域が点在し、子どもを持つ母親や妊産婦に計り知れない不安を与えている。チェルノブイリ原発事故で多くの子どもたちが甲状腺がんや白血病に罹災し、免疫力の低下で心臓病をはじめさまざまな健康被害を受けたことを知っているからである。</p> <p>福島原発事故は発生から約1年半を経た今になってもまだ、収束の方向に向かっているわけではない。放射能は毎日、空へ、海へ、地下へと放出され続けている。</p> <p>茨城県には東海村に日本原子力発電株式会社による東海発電所と東海第2発電所が存在し、その東海第2発電所は建設から34年目に入って老朽化しているにも拘わらず、操業されてきた。今回の震災では、福島第一原発と同じく地震と津波に見舞われ、外部電源が切れ、非常用電源も被害を受けた。破損しなかった2台の非常用電源で冷却を続け、3日半後ようやく冷温停止となるという、まさに危機一髪の状態であったとのことである。現在はそのまま定期点検に入り、地震で被害を受けたタービン等損傷の修理、新たな安全対策の追加工事等が進められているが、この間に再稼働のための燃料装填の時期が何度も先延ばしにされており、原子力発電の安全確保は神話に過ぎないことを改めて示しているように思われる。</p> <p>今回の事故で政府の原子力安全委員会は、原発事故時の立ち入り禁止区域を30キロ圏内に広げることにした。茨城県東海原発の場合、30キロ圏には約106万人、20キロ圏内でも約75万人が生活している。国内の原発の中で、最も人口稠密地帯を抱える東海原発である。首都圏までわずか110kmしかなく、もし福島原発と同様の事故が起こった場合、首都機能が麻痺することになる。こうしたことから、東海原発をこれ以上操業させることはできないと考える。</p> <p>茨城県内では、2012年6月議会までに、44市町村議会のうち18市町議会が東海第2原発の再稼働に反対し、17市町議会がその廃炉を求める意見書を出して</p>	茨城県母親大会連絡会 会長 長田 満江	防災環境 商工

おり、さらに7市町村議会では廃炉の意見書提出について、「継続審議」となっている。

以上のことから、貴議会においても、地方自治法第99条の規定に基づき、東海第2原子力発電所の再稼動を認めず廃炉を求める意見書を採択し、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参議長に対して提出していただくよう陳情する。

【陳情事項】

- 1 東海第2原子力発電所の再稼動を認めないこと。
- 2 東海第2原子力発電所の廃炉を国と事業者に求めること。
- 3 廃炉に伴う雇用、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。
- 4 茨城県の原子力災害対策を見直し、30キロ圏内106万人県民の安全対策や避難計画、また新たに50キロ圏内の原子力災害計画を策定すること。